

「公的統計の整備に関する基本的な計画」本文の「民間事業者の活用」の抜粋

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

(2) 民間事業者の活用

ア 現状・課題等

近年の厳しい財政状況の下で、新たな統計作成のニーズに的確に対応していくためには、これまで以上に積極的かつ効果的に民間事業者を活用することが必要である。一方、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等が前提であることや、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務は国が自ら行うことが適当であることにも留意が必要となっている。

また、民間事業者をより適正かつ効果的に活用できるよう環境整備を行うことや、新たな業態の創出や創意工夫等により今後向上する可能性のある民間事業者の履行能力を継続的に把握することも必要である。

イ 取組の方向性

郵送による実査業務、照会対応業務等の民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務については、積極的に民間事業者を活用する。

一方、調査員による実査業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力及び経験、調査員の指導、管理体制等の実情を的確に把握し、活用の可能性を十分に検討する。

特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討する。

- ① 国が行う多数の統計調査の母集団情報を提供することを目的とした調査（国勢調査、経済センサス）
- ② 一定の行政分野（日本標準産業分類の大分類に該当する産業分野等）又は生活分野に関する国の統計調査（標本調査）の母集団情報を提供することを目的とした調査（農林業センサス、国民生活基礎調査等）

- ③ 閣議に定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査（労働力調査、小売物価統計調査等）

また、民間事業者をより適正かつ効果的に活用する観点から、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成 19 年 5 月 30 日改正）の改定を行うなど環境整備を図るとともに、民間事業者の履行能力を継続的に把握し、活用の在り方について適宜見直しを行う。